

FT 外第 51165 号  
2015 年 11 月 19 日

宛) お客様各位

㈱古河テクノマテリアル  
防災事業部

## リフラクトリーセラミックファイバーを含む製品の表示

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

掲題の件につきまして、下記の通りとなりますので、よろしく願いいたします。

敬具

### 記

労働安全衛生法の規定により、リフラクトリーセラミックファイバーを重量の 1% 以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に規定の表示がなされます。(平成 28 年 5 月 1 日より全ての対象に表示義務)

弊社製品は、不織布でリフラクトリーセラミックファイバーをくるんだものをそのまま使用するものであり、不織布は包装ではありません。本製品における容器・包装は梱包箱および梱包袋になります。

特定化学物質障害予防規則第 38 条の 3 に規定される「揭示」は、「粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務」が特定化学物質障害予防規則の適用除外となり、弊社製品は不織布でリフラクトリーセラミックファイバーをくるんだ「粉じんの発散を防止する処理が講じられた物」となりますので、必要ありません。

以上